平成２１年（フ）第４８６号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅106棟２号
破産者　高山　聖美
１　決定年月日　平成22年１月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８７号
宮崎市城ケ崎３丁目21番地３
破産者　春永　嘉寿
１　決定年月日　平成22年１月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９１号
宮崎市大島町正町1638番地５　ドミール正町102号
破産者　愛甲　研一
１　決定年月日　平成22年１月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９８号
宮崎市月見ケ丘１丁目30番17号
破産者　木下　和子
１　決定年月日　平成22年１月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１６号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木905番地７
破産者　柄本　孝子（旧姓海野）
１　決定年月日　平成22年１月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２９号
宮崎県西都市大字岡富1208番地５　市営瀬口住宅251号
破産者　光森　　泉（旧姓本部）
１　決定年月日　平成22年１月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４０号
宮崎県西都市大字平郡554番地
破産者　黒木　俊光
１　決定年月日　平成22年１月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

更生計画認可

平成２０年（ミ）第１９号
長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　辻産業株式会社
１　決定年月日　平成21年12月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生債権等に関する権利の変更と弁済に関する事項
第１節　定義規定
本計画案における用語の定義は、次のとおりとする。
１　第１回目の一般更生債権弁済日
２回に分けて行われる一般更生債権の弁済日のうち第１回目のものであり、計画認可決定確定の日から同確定後６か月を経過するまでの間において管財人が裁判所の許可を得て指定する日をいう。
２　第２回目の一般更生債権弁済日
２回に分けて行われる一般更生債権の弁済日のうち第２回目のものであり、管財人が裁判所の許可を得て指定する日をいう。
３　実質売却代金額
工場財団、不動産、株式等の更生担保物件の売却価格から、当該更生担保物件の売却にあたり売主に発生した、次の売却費用（工場財団及び不動産については下記の不動産売却費用をいう）を控除したものをいう。
⑴　仲介手数料
⑵　測量費用
⑶　負担の印紙代（売買契約書、売買代金領収書）
⑷　登記手続費用
⑸　物件引渡費用（建物、設備、機械器具、什器備品等の撤去及び廃棄費用を含む）
⑹　土壌汚染、地下水汚染等環境汚染に係る汚染調査費用及び汚染浄化費用
⑺　その他売却に関連して契約上負担する費用
⑻　各工場財団・不動産の売却に関連して課される消費税
⑼　各工場財団・不動産に対する更生手続開始決定日以降に賦課される売却までの間の固定資産税、都市計画税等の公租公課
⑽　その他各工場財団・不動産の譲渡または譲渡益に関連して課される税金等の公租公課
第２節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
１　工場財団に係る更生担保権
更生会社は、別表５－１「更生担保権弁済計画表（工場財団に係る更生担保権）」のとおり、確定更生担保権額の全額を更生計画認可決定確定後６カ月以内に一括弁済する。

11件	確定更生担保権額 合計　284,500,000円	別表 ５－１

２　不動産に係る更生担保権（処分価額連動方式）
⑴　権利の変更及び弁済方法
更生会社は、別表５－２「更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生担保権）」記載の不動産等を売却等の方法により処分したときは、原則として、実質売却代金全額の入金後６か月以内に実質売却代金を更生計画で定める順位に従い一括弁済する。ただし、実質売却代金額が確定更生担保権額を上回る場合は、実質売却代金全額を弁済し、超過分については一般更生債権に対する弁済と扱うものとし、超過分相当額の一般更生債権に対しなされていた免除は効力を失う。実質売却代金額が確定更生担保権額を下回る場合は、実質売却代金全額を弁済し、不足額は一般更生債権の権利変更及び弁済方法を適用する。

４件	確定更生担保権額 合計　57,600,000円	別表 ５－２

⑵　担保不動産の売却方法
別表５－２記載の担保不動産の売却方法は、次のとおりとする。
①　管財人は、裁判所の許可を得て、担保不動産を売却する。
②　更生担保権者は、当該担保不動産の担保弁済額が別表５－２「更生担保権弁済計画表（不動産に係る更生担保権）」記載の「確定更生担保権額」欄記載の金額（以下「確定担保権額」という）以上となる価格による売買について予め承諾する。
③　管財人は、当該担保不動産の担保弁済額が確定担保権額に満たない金額となる価格による売買については、裁判所の許可を得る前に、当該担保不動産の更生担保権者に対し、売却予定価格、売却条件等を通知する。
④　更生担保権者が、通知を受けた後、２週間以内に、管財人に対し、より高い価格での購入希望者で支払が確実な者を書面で紹介した場合において、当該購入希望者に売却することにつき裁判所の許可が得られた場合、管財人はその者に当該担保不動産を売却する。また、当該購入希望者に売却することにつき裁判所の許可が得られた場合、当該購入希望者が売買契約の締結を拒否したときは、更生担保権者が自らより高い価格での購入者となる申込をしたものとみなす。
⑤　更生担保権者が管財人の通知した当該担保不動産の担保弁済額が確定更生担保権額に満たない金額となる価格による売却に同意した場合、上記２週間の期間内に更生担保権者が上記紹介をしなかった場合、または紹介した当該購入希望者に売却することにつき裁判所の許可が得られなかった場合、管財人は、通知したところに従って、裁判所の許可を得て、当該担保不動産を売却する。
３　リースに係る更生担保権
更生会社は、別表５－３「更生担保権弁済計画表（リースに係る更生担保権）」のとおり、確定更生担保権額の全額を更生計画認可決定確定後６カ月以内に一括弁済する。